本号で公布された法令のあらまし

◇地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第七〇号）
（経済産業省）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第四号に掲げる規定（同法第一五条の規定に限る。）の施行期日は、平成二八年四月一日とすることとした。

◇中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第七一号）
（経済産業省）

1　中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（以下「法」という。）第八条に定める特定新規中小企業者により発行される株式を払込みにより個人が取得したことについての確認に係る経済産業大臣の権限に属する事務を、特定新規中小企業者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととした。（本則関係）

2　この政令の施行前に法第八条の規定により経済産業大臣がした確認又はこの政令の施行の際現に同条の規定により経済産業大臣に対してされている確認の申請に関し、それぞれこの政令による改正後の規定により行われたものとみなすこととした。（附則第二条関係）

3　この政令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第四号に掲げる規定（同法第一五条の規定に限る。）の施行の日（平成二八年四月一日）から施行することとした。

◇ストーカー行為等の規制等に関する法律施行令及び国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（政令第七二号）（警察庁）

1　行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二六年法律第六九号）の施行に伴い、ストーカー行為等の規制等に関する法律施行令（平成一二年政令第四六七号）及び国際連合安全保障理事会決議第一二六七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法施行令（平成二七年政令第三五六号）の読み替え規定について、所要の整理を行うこととした。（第一条及び第二条関係）

2　この政令は、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日（平成二八年四月一日）から施行することとした。

◇肥料取締法施行令及び農薬取締法施行令の一部を改正する政令（政令第七三号）（農林水産省）

一　肥料取締法施行令の一部改正関係（第一条関係）

1　肥料の登録・仮登録手数料を三万八、一〇〇円（電子情報処理組織を使用して申請する場合にあっては、三万二、八〇〇円）とすることとした。

2　肥料の登録・仮登録更新手数料を八、〇〇〇円（電子情報処理組織を使用して申請する場合にあっては、五、七〇〇円）とすることとした。

二　農薬取締法施行令の一部改正関係（第二条関係）

1　農薬の登録手数料を七一万九、三〇〇円（再登録の申請をする場合にあっては、七万三、二〇〇円）とすることとした。

2　農薬の登録票の書替交付、交付又は再交付手数料を二、四〇〇円とすることとした。

3　農薬の適用病害虫の範囲等の変更の登録手数料を二五万一、七〇〇円とすることとした。

4　電子情報処理組織を使用して申請する場合の手数料の額の設定を廃止することとした。

三　施行期日

この政令は、平成二八年四月一日から施行することとした。

◇土壌汚染対策法施行令の一部を改正する政令（政令第七四号）（環境省）

1　土壌汚染対策法（平成一四年法律第五三号）第二条第一項の政令で定める土壌に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として、クロロエチレン（塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）を指定することとした。（第一条関係）

2　この政令は、一部の規定を除き、平成二九年四月一日から施行することとした。

◇特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令の一部を改正する政令（政令第七五号）
（厚生労働省）

1　指定都市に交付する特別児童扶養手当の事務費の額のうち職員旅費の額を定めるときの勘案事項として、総合区の数を追加することとした。（第二条関係）

2　この政令は、地方自治法の一部を改正する法律（平成二六年法律第四二号）の施行の日（平成二八年四月一日）から施行することとした。

◇国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令等の一部を改正する政令（政令第七六号）（厚生労働省）

一　国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部改正関係

1　国民健康保険組合に対して国が負担する事務費負担金の算定基礎となる被保険者一人当たりの基準額を改定することとした。（第一条関係）

2　平成二七年度に係る国民健康保険組合における療養給付費等に対する国庫補助金については、平成二七年三月一日から平成二八年二月二九日までの間における療養の給付等に要した費用の額に基づいて算定するとともに、当該国庫補助金の一部については平成二八年度において補助することとする特例を設けることとした。（附則第二条関係）

二　国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令の一部改正関係

市町村に交付する基礎年金等事務費交付金の算定基礎となる被保険者一人当たりの基準額を改定することとした。（第一条関係）

三　特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令の一部改正関係

1　都道府県に交付する特別児童扶養手当事務費交付金の算定基礎となる認定を受けた受給資格者一人当たりの基準額を改定することとした。（第一条関係）

2　指定都市に交付する特別児童扶養手当事務費交付金の算定基礎となる認定を受けた受給資格者一人当たりの基準額を改定することとした。（第二条関係）

3　市町村に交付する特別児童扶養手当事務費交付金の算定基礎となる認定を受けた受給資格者一人当たりの基準額を改定することとした。（第三条関係）

四　特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律に基づき市町村に交付する事務費に関する政令の一部改正関係

市町村に交付する特別障害給付金事務費交付金の算定基礎となる特別障害者一人当たりの基準額を改定することとした。

五　この政令は、公布の日から施行することとした。